

第 4 7 号議案

公益法人の寄附行為変更について  
(財団法人福井県私立中学高等学校協会)

別紙のとおり、公益法人の寄附行為変更を認可する。

平成 2 5 年 3 月 1 2 日提出

教 育 長      林      雅      則

提 案 理 由

財団法人福井県私立中学高等学校協会から申請があった寄附行為変更について、審査の結果適当なものと認められることから認可したいので、この案を提出する。

## 財団法人福井県私立中学高等学校協会の寄附行為変更および残余財産処分について

### 1 寄附行為変更認可の申請概要

- (1) 申請日 平成 25 年 2 月 18 日
- (2) 内容
  - 法人の存続期間の設定(平成 25 年 3 月 31 日まで存続、事実上の解散決定)
  - 精算人の選任方法の設定(理事のうち理事会で選任)
- (3) 理由
 

公益財団法人もしくは一般財団法人への移行について検討を重ねた結果、理事会において、解散決議がなされたことに伴う、寄附行為の所要の改正

### 2 残余財産処分許可の申請概要

- (1) 申請日 平成 25 年 2 月 18 日
- (2) 内容
  - 存続期間満了時の残余財産を以下のとおり処分(解散時見込)
    - ・預金等 438 千円のうち精算に要する費用を除いた預金約 98 千円について、県に寄付
    - ・建物2棟(知明寮・啓発寮)約 25,303 千円について、知明寮を学校法人福井仁愛学園に、啓発寮を学校法人金井学園に寄付
    - ・長期前受金(学校法人福井仁愛学園および学校法人金井学園からの負債)約 31,914 千円は、両学校法人の権利放棄により処理

### 3 財団法人福井県私立中学高等学校協会の概要

- (1) 目的
 

福井県内の私立中学校・高等学校の振興を図ることを目的とする。
- (2) 事業
  - 中学校教育、高等学校教育に関する調査研究
  - 学生寮経営
  - その他、目的を達成するための収益事業
- (3) 役員 理事11名(理事長:金井兼) 監事3名
- (4) 基本財産 約 25,303 千円(建物 解散時見込)  
 (他 438 千円(預金等)、固定負債約 31,914 千円 解散時見込)

福井県教育委員会指令教振第142号

福井市松本3丁目16-10  
財団法人福井県私立中学高等学校協会  
理事長 金井 兼

平成25年2月18日付けで申請のあった寄附行為の一部変更については、申請のとおり認可します。

平成25年2月 日

福井県教育委員会



寄附行為変更認可申請書

平成25年2月18日

福井県教育委員会 様

福井市松本3丁目16-10 (福井県福井合同庁舎内)

財団法人 福井県私立中学高等学校協会

理事長 金井



当財団法人の寄附行為の一部を変更したいので、次の関係書類を添えて認可を申請いたします。

- 1 寄附行為の変更案および変更理由書
- 2 寄附行為の新旧対照表
- 3 理事会の議事録
- 4 現行の寄附行為

## 解散理由書

財団法人 福井県私立中学高等学校協会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」など関連 3 法の公布・施行に伴い、その移行について検討を重ねた結果、寄附行為第 26 条で定める存続期間の満了により、平成 25 年 4 月 1 日をもって解散することといたします。

なお、残余財産につきましては、寄附行為第 28 条に基づき、福井県、学校法人 福井仁愛学園および学校法人 金井学園に寄付することとしたいので、よろしくお願ひします。

財団法人 福井県私立中学高等学校協会寄附行為新旧対照表

(改正案)	(現行)
<p><b>第五章 寄附行為の変更及び解散</b></p> <p>(解散)</p> <p>第26条 この法人の存続期間を平成25年3月31日までとし、平成25年4月1日をもって解散する。</p> <p>(解散の事由)</p> <p>第27条 この法人の解散は、この寄附行為で定めた存続期間の満了をもって解散する。</p> <p>(残余財産の処分)</p> <p>第28条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会全員の同意を経、かつ、福井県教育委員会の許可を受けて、この法人と類似の目的を有する公益法人もしくは地方公共団体に寄付するものとする。</p> <p>(清算人)</p> <p>第29条 清算人は、理事のうち理事会で選任した者をもって充てる。</p> <p>(委任)</p> <p>第30条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>附則</p> <p>この寄附行為は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p><b>第五章 寄附行為の変更及び解散</b></p> <p>(解散及び残余財産の処分)</p> <p>第26条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。</p> <p>2 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、主務官庁の許可を得て果に寄付するものとする。</p> <p>第六章 雑則</p> <p>(委任)</p> <p>第27条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。</p>